号外第八十八号

平成二十七年 (金曜日)

目 次

規 則

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則..... 青森県行政組織規則の一部を改正する規則..... 入 (市町村課):: 事

令

訓

住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関す

る規程の一部を改正する訓令..... (市 町 ·村課) ::

規

則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

青森県規則第四十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則 (昭和三十六年二月青森県規則第十八号) の一部を次のように

改正する。

(

「第三十条の六第一項」に改める。 別表第六青森県情報公開・個人情報保護審査会の項中「第三十条の五第一項」

を

附

この規則は、 則 公布の日から施行する。

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

青森県規則第四十一号

青森県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

青森県住民基本台帳法施行細則 (平成十四年八月青森県規則第六十三号) の一部を

次のように改正する。 第二条及び第三条中「第三十条の三十七第一項」を「第三十条の三十二第一項」

に

第四条中「第三十条の三十七第二項」を「第三十条の三十二第二項」 に改める。

改める。

第二号様式中「※30※の40」を「※30※の35」に改める。 第一号様式中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」 第五条第一項中「第三十条の四十」を「第三十条の三十五」に改める。 に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第十四号

庁 中 般

出 先 機 関

各

訓令を次のように定める。 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部を改正する

平成二十七年十月十六日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

する訓令 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程の一部を改正

青森県訓令甲第四十号)の一部を次のように改正する。 住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運営に関する規程 (平成十四年八月

四号中「すべて」を「全て」に改める。 第二条第三号中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に改め、 同条第

十条の三十第一項」に改める。 の三十一第一項及び第三十条の三十五第一項」を「第三十条の二十六第一項及び第三 五第一項又は第三十条の十一第一項若しくは第三十条の十三第二項」に改める。 第八条中「第三十条の十七第二項」を「第三十条の二十四第一項」に、「第三十条 第七条第一項中「第三十条の八第一項又は第三十条の七第五項」を「第三十条の十

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

定価小口一枚二付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

県号 東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)